

大都市制度・税財政調査特別委員会 追加資料

2 特別市実現に向けた取組状況について

資料1 第30次地方制度調査会第14回専門小委員会（平成24年6月18日）資料

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

資料2 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）別表

都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

資料3 内閣府（平成25年12月20日）資料

第30次地制調答申に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

総務企画局

令和7年10月8日

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

資料 1

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
 - ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
 - ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
 - ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないか。

分類	概要		具体例（指定都市と道府県に係るもの等）
①重複型	※任意事務に多い		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況		▪ 公営住宅の整備 ▪ 図書館・博物館の整備 ▪ 体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	助成等	▪ 中小企業支援 ▪ 商店街振興
		制度づくり等	▪ 地球温暖化対策 ▪ 環境教育 ▪ 男女共同参画
※以下、法定事務に多い			
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況		▪ 都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） ▪ 一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） ▪ 県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） ▪ 病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市）
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況		▪ 知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 ▪ 指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
1	保育士試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	○		
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	○		
3	介護サービス事業者 [※] の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く)	介護保険法第115条の32～第115条の34等	○	○	○
4	介護サービス情報の公表	介護保険法第115条の35等	○		
5	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	○		
6	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等			
7	市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等			
8	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	○		
9	指定障害福祉サービス事業者等 [※] の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等(全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2～第51条の4、第51条の31～第51条の33等	○	○	○
10	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条等	○		
11	特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
12	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	○		
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後	○	○	
14	婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	○	○	
15	医療計画の策定	医療法第30条の4等	○		
16	病院の開設許可	医療法第7条等	○	○	○
17	地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	○		○
18	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	○		
19	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	○		
20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	○	○	
21	流域下水道の設置・管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能)	下水道法第25条の2等			
22	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	○		
23	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 (指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能)	食品衛生法第51条等 (地方自治法施行令第174条の34等)	○		
24	特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	○	○	○

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○		
26	職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	○	○	
27	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	○		
28	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	○		
29	都市計画事業(一部)の施行認可	都市計画法第59条等	○		○
30	市街地再開発事業(一部)の施行等の認可	都市再開発法第7条の9等	○	○	○
31	防災街区整備事業(一部)の施行等の認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	○	○	○
32	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	○		
33	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	○		
34	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	○		
35	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	○	
36	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	○	○	
37	二級河川の管理	河川法第10条等	○	○	
38	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	○		
39	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
40	公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	○	○	○
41	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	○		
42	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	○	○	
43	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	○		
44	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○
45	農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	○	○	○
46	農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	○	○	○
47	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地法第18条等	○	○	○
48	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○		
49	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○		
50	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	○		○
51	保安林の指定(一部)・管理	森林法第25条の2、第34条等	○		
52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	○	○	

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
53	市町村立高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	○		
54	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
55	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
56	学校法人(一部)の設立認可	私立学校法第4条、第30条等	○		
57	博物館の登録	博物館法第10条等	○	○	
58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に係る指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	文化財保護法第35条、第110条、 第184条、第187条、第188条、 令第5条等	○	○	
59	商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等	商工会議所法第46条、第57条～ 第59条、第84条、令第7条等	○	○	○
60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画・連携計画の認定	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第5条、第18条、第22条の2、令第2条等	○		○
61	一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	○	○	○
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法第33条等	○	○	○
63	高圧ガスの製造・貯蔵許可	高圧ガス保安法第5条、第16条等	○	○	○
64	火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	火薬類取締法第3条、第5条、第25条、第56条の2、令第16条等	○	○	○
65	災害時の応急救助の実施	災害救助法第2条等	○		

	事 務	根拠条文	※1	※2	※3
66	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	○		
67	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	消防組織法第30条等			
68	都道府県警察の設置	警察法第36条等			
69	道路における交通の規制	道路交通法第4条等	○		
70	公害健康被害の補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第4条等	○		
71	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	○		
72	工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	○	○	○
73	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	○	○	

※1 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査(平成24年10月～平成25年2月)において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務

※2 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務

※3 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申・第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)

第30次地制調答申における各事務調査結果

- ①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査(平成24年10月～平成25年2月)において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
- ②同意調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
- ③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府県回答

(見直し方針に資り込む事項)

◎ 移譲する事務・権限

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限

(見直し方針に資り込まない事項)

※1 調査が驚わなかった事務・権限

※3 現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

No.	担当府県庁	事 務	第30次地制調答申別表で示された事務	根拠条文	第30次地制調答申における各事務調査結果				移譲の可否	回答	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定) 閣議決定文
					①	②	③				
1	内閣府	災害救助法(昭22法118)に基づく市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	同左	災害救助法第2条等	○				※1	市町村は、自治事務として災害発生時に被災住民に対して応急救助を実施することとされている。しかしながら、一定規模以上の災害が発生した場合に、市町村単独では十分な対応ができないと都道府県知事が判断した場合に、災害救助法に基づき救助を法定受託事務として実施するものである。 したがって、都道府県が災害救助法を適用する規模の災害において、指定都市が応急救助の実施主体として単独で対応可能な被災状況にあるという点は想定できない。 なお、現行制度において、災害救助法が適用された災害について、都道府県が必要と認めた場合は、市町村に対して一部又は全部の救助の実施を委任することができる。被災指定都市に実施を委任することは可能である。	
2	内閣府総務省	災害対策基本法(昭36法223)に基づく都道府県防災会議の委員への指定都市等の位置付け	一	災害対策基本法15条B項					○	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり (以下、理由) 都道府県防災会議は、全般的な視点から総合的・計画的な防災行政を行うために設置するものであるため、その委員には、都道府県レベルの防災対策において主導的・重要な役割を果たす者を規定すべきところ。 現在、指定都市が都道府県レベルの防災において重要な役割を果たすことについて制度的に担保されていない。 また指定都市が都道府県に参事すべき立場として、物産組合のトップ、応急対策の拠点となることを期待しているが、これらの機能は、指定都市でなければできないというわけではない。 指定都市のみを都道府県防災会議の委員に義務的に位置づけるのであれば、まずは都道府県全域の防災における他の市町村と異なる指定都市の役割について議論が必要となるべきである。そのうえで議論を踏まえ、都道府県防災会議の委員として指定都市の長を法律上明確に位置づけることのみを先行させるのは不適切である。	指定都市を始めとする市が、都道府県内市町村への応急救助や応援を行う等により都道府県規模の防災対策において主導的・重要な役割を果たすこととしている場合は、都道府県防災会議の委員(15名以内)にこれらの市長を位置付けることが有効と考えられることを、各都道府県に通知する。
3	総務省	消防組組法(昭22法226)に基づく市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	同左	消防組組法第30条等					※3	指定都市は、市町村消防の原則の下、そもそも自ら消防事務を担い、その一環として航空消防隊を設置することができることも、消防組組法第30条に基づく市町村相互間の応援の努力義務が課されている。このため、既に指定都市は当該事務を実施しているところ。	
4	外務省	旅券法(昭26法287)に基づく一般旅券の発給申請受理・交付	同左	旅券法第3条第8条等	○	○	○	○	○	1 国際社会における我が国旅券に対する信用の維持と向上の観点から、外務省として一般旅券の発行権限自体を都道府県に委ねることはできず、我が国旅券に対する信頼性確保の観点からこれを留保する必要がある一方で、旅券事務には、国民一人一人の海外渡航の便宜を図るという観点からは、旅券発給における住民へのサービスと利便性の向上を同時に実現しなければならない。 これら二つの要請を実現するため、現在、旅券事務の申請受理・交付業務については、各都道府県が各々の地域の特性を考慮し、実情に則して条例を制定することにより、個別の市町村との間で移譲する旅券事務の具体的内容及び範囲を強力に決定している。このように、現状の市町村再委託は、住民に対する行政サービス向上の観点から、最良と考えられる再委託対象事務。イメージ及び再委託先の市町村を具体的に決定することにより、地方自治法が規定する事務処理の特例に基づいて現在も都道府県のイニシアティブにより進められてきている。 2 当省としては、一般旅券の発給申請受理・交付の業務を都道府県から指定都市に移譲することの今後の移申の目的や趣旨自体に反対しないが、客申の目的を達成するためには必ず旅券法及び閣議決定を改正しなければならないとは考えていない。これらは、既に現行の事務処理特例の枠組みの下で実施されており、かつ、同様の効果が生じているところ。旅券事務の申請受理・交付を一律かつ強制的に指定都市に移譲することを確保するために旅券法、政令及び各都道府県の条例等の改正を行うことは、行政サービス向上の観点から特段の理由がない。 3 今回の移申を踏まえて法令等の改正により強制的に一般旅券事務の申請受理・交付を指定都市に移譲することとすれば、現行の地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例によって既に実施されている市町村再委託制度の下での旅券発給制度の運用上の柔軟性が著しく損なわれ、却って住民に対する行政サービスの低下ともなりかねない。 4 旅券発給の申請受理・交付にかかる事務を指定都市に移譲したとしても一般旅券の作成にかかる事務は道府県に残ることとなるが、指定都市を指する全ての道府県のケースにおいて、憲法上法令等の改正による制度的担保が必要なのか疑問としてはせず、道府県により、道府県庁所在地、指定都市を含む拠点となる都市の地理的配置や拠点となる都市への地域住民のアクセス状況など異なる中、道府県ごとに柔軟性をもって、企画対象となっている事務の移譲に関する最善の方法が検討されるべきである。 具体的には、以下のような例があり得ると考えられる。 (1)旅券申請者が、申請に当たり必要な戸籍取得のために市町村役場に行く必要があることに着目し、法令等の改正を前提とする移譲により、例えば、戸籍と旅券を指定都市の窓口一併して申請できるようにする利点があるとの指摘もあるが、戸籍窓口と住所が同じ市町村申請者にとっては、また、残存有効期間が1年以内の切迫申請に戸籍は不変であること等に鑑みれば、法令等の改正を前提として旅券事務を一部移譲する場合の利点とは考えない。 (2)さらに、例えば、以下のようにより申請の趣旨とは逆に、住民の利便性が低下すると思われる。 これまで道府県内いずれかの府県庁舎事務所において申請してきた当該道府県の指定都市の住民は、法令等の改正後には、当該指定都市の旅券窓口において申請ができなくなる。 い指定都市に旅券の発給申請受理・交付事務のみを移譲しても作成業務は道府県で行うことから、作成後の旅券を指定都市に配達するための運送時間が増えたり、交差までに必要な増加が予想される。 5 旅券発給の申請受理・交付の業務については、現行の事務処理特例及び上記2の指定都市のうち8つの指定都市で既に実施されているところ。残りの12指定都市を含む全ての指定都市及びこれら指定都市を包摂する道府県に対し、現行方式ではなく、法令等の改正を行い一律かつ強制的に指定都市に旅券事務の一部を移譲することが強制的に住民サービスの向上に資するということが十分に確認する必要がある。	一般旅券発給の申請の受理及び交付等に関する事務については、これまで条例による事務処理特例制度を活用した指定都市を始めとする市町村(以下、指定都市等という。)への権限移譲が行われてきたと認識し、適宜な事務処理が行われることを担保しつつ、都道府県が指定都市等への移譲を引き続き積極的に進めていくことができるよう、その活用について周知及び情報提供を行う。 また、次世代の旅券発給の在り方に係る今後の検討において、現在の旅券発給体制における国と地方公共団体の役割分担の見直しを念に議論を行う中で、指定都市等の事務の在り方についても検討を行う。
5	文部科学省	学校教育法(昭22法26)に基づく市町村立高等学校等の設置認可	同左	学校教育法第4条第1項第2号等	○				◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。 ・市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可(4条1項第2号) ・市町村の設置する広域通達区域制の高等学校の認可に係る文部科学大臣への届出(54条3項)
6	文部科学省	学校教育法(昭22法26)に基づく私立幼稚園の設置認可 私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	私立幼稚園の設置認可 私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○				※1	(No.6「学校教育法(昭22法26)に基づく私立幼稚園の設置認可、私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可」及びNo.8「私立学校法(昭24法270)に基づく学校法人(一部)の設立認可」の両項目に対する回答) 私立学校は、それぞれが独自の建学の精神に基づき設置されるものであり、特色のある教育に対する保護者や子供のニーズによって市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学させることが想定されている。また、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要であることから、私立学校の設置廃止や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校(高校以下)の行財政に係る事項については都道府県に一元化されているところ。指定都市への設置認可の移譲については、都道府県の賛意が必要とも多岐でないことから、都道府県の意見等も踏まえた、より慎重な検討が必要。指定都市へ設置権限を移行しても、都道府県に加え、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない。必ずしも事務的コストが軽減されるとは限らない。	
7	文部科学省	市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)に基づく市町村立小学校・中学校・高等学校等の職員の給与等の負担	同左	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政に関する法律第41条等	○	○			◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・市町村立小学校等の職員の給与等の負担(1条)
8	文部科学省	私立学校法(昭24法270)に基づく学校法人(一部)の設立認可	同左	私立学校法第4条、第30条等	○				※1	(No.6「学校教育法(昭22法26)に基づく私立幼稚園の設置認可、私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可」及びNo.8「私立学校法(昭24法270)に基づく学校法人(一部)の設立認可」の両項目に対する回答) 私立学校は、それぞれが独自の建学の精神に基づき設置されるものであり、特色のある教育に対する保護者や子供のニーズによって市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学させることが想定されている。また、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要であることから、私立学校の設置廃止や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校(高校以下)の行財政に係る事項については都道府県に一元化されているところ。指定都市への設置認可の移譲については、都道府県の賛意が必要とも多岐でないことから、都道府県の意見等も踏まえた、より慎重な検討が必要。指定都市へ設置権限を移行しても、都道府県に加え、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない。必ずしも事務的コストが軽減されるとは限らない。	
9	文部科学省	文化財保護法(昭25法14)に基づく史跡等天然記念物の保護、重要文化財等の管理に係る技術的指導等、文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	同左	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、第188条、第189条等	○	○			◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・史跡等天然記念物の指定(110条1項及び189条) ・史跡等天然記念物の仮指定の解除(112条1項) ・重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導(187条1項及び2項) ・文化庁長官等に提出すべき書類等の経由(188条1項から3項)
10	文部科学省	博物館法(昭26法285)に基づく博物館の登録	同左	博物館法第10条、第29条等	○	○			◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・博物館の登録(10条) ・博物館の登録申請の受理(11条1項) ・博物館の登録条件の審査(12条) ・博物館の登録事務等の要受(13条1項及び2項) ・博物館の登録の取消(14条1項及び2項) ・博物館の廃止(15条1項及び2項) ・博物館へ委任(16条) ・博物館に相当する施設の指定(29条)
11	文部科学省	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)に基づく県費負担教職員定数の決定	同左	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政に関する法律第41条等	○	○			◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・県費負担教職員定数の決定(41条1項及び2項)

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申：第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

第30次地制調答申における各事務調査結果

- ①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
②同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
③地方自治法第252条の17の1に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府省回答

（見直し方針に添い込む事務）

- ：移譲する事務・権限
◎：移譲以外の見直しを行う事務・権限
（見直し方針に添い込む事務）
※1：調整が整わなかった事務・権限
※3：現行法により指定都市が処理することができず事務・権限

№	担当府省庁	事 務	第30次地制調査申における各事務調査結果	権限移譲検討項目に対する各府省回答		「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 （平成25年12月20日閣議決定） 閣議決定文			
				①	②		③	移譲の可否	回答
12	文部科学省	公立義務教育諸学校の学級編制及び標準児童数の標準に関する法律（昭33法116）に基づく市町村立小中学校等の学級編制基準の決定	同左 （※第30次地制調査申別表では、№7と№11、№12が一つの事務として掲載）	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（3条2項及び3項）	
13	文部科学省 厚生労働省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	同左	○	○	○	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったことから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の進捗状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び指定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期限の認定（5条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び審査委員会との連携確保（8条） ※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法第66号）」による改正後の条項。	
14	厚生労働省	児童福祉法（昭22法164）に基づく指定障害児事業等者の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※ 全ての事業所等が一都道府県の区域内にある指定障害児事業等（全ての事業所が一市町村の区域内にある障害児福祉支援事業のみを行う事業所を除く）	児童福祉法第21条の5の2第2項第1号等	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業等（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（21条の5の2第2項1号及び3項から5項） ・指定障害児通所支援事業等に対する報告等（21条の5の2第1項から4項） ・指定障害児通所支援事業等に対する勧告、命令等（21条の5の2第1項から4項） ・指定障害児入所施設（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。）の重要管理体制の届出の受理等（24条の19の2において準用する21条の5の2第2項1号、3項から5項、21条の5の2第2項1項から4項及び21条の5の2第2項1項から4項）	
15	厚生労働省	児童福祉法（昭22法164）に基づく保育士試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18	○		※1		平成27年4月に施行予定である、子ども・子育て支援法において、都道府県は、保育等に従事する者の確保について計画を定めることとされており、子ども・子育て会議においても、両法の規定に基づき基本指針の協議等も行われているため、指定都市への移譲は適当でないと考えている。 また、現在、保育士試験が全国共通で毎年1回実施されていることにかんがみ、指定都市にその事務を移譲し、実施主体が変わって、試験の受験者数や登録者数が少ない県もあり、県が行う方が効率的。②委託の受注元が増えるに過ぎずかえって事務的には煩雑となるという意見もあるため、引き続き都道府県の責任において実施するほうが効率的と考える。	
16	厚生労働省	食品衛生法（昭22法233）に基づく飲食営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定（指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能）	食品衛生法第51条等（地方自治法施行令第174条の34等）	○		※3		現行法により指定都市が処理することができる。	
17	厚生労働省	医療法（昭23法205）に基づく病院の開院許可	医療法第7条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、病院の開院の許可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。 ・病院の開院の許可（7条1項） ・病床数等の変更の許可（7条2項） ・病院の休止届出の受理（8条の2第2項） ・病院の休止届出の受理（9条1項） ・病院の開院者の死亡届出の受理（9条2項） ・病院の開院者の管理免除の許可（12条1項） ・病院の管理者の兼任の許可（12条2項） ・病院の使用制限命令等（24条1項） ・病院の開院の許可の取消し等（25条1項及び2項）
18	厚生労働省	医療法（昭23法205）に基づく医療計画の策定、地域医療支援病院の承認	医療計画の策定	○			※1	以下の理由から移譲は適当でない。 ① 二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合であっても、医療計画は、一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制と、また他の二次医療圏と、一体として広域的な観点で策定し、都道府県全体として整合した医療提供体制を整備する必要があること。 ② 二次医療圏は地域の実情に合わせて都道府県が必要に応じて見直すことになっており、常に指定都市の区域内で完結し続けることは限らないこと。 なお、医療計画については、医療法第30条の4第12項に基づき、都道府県は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、策定することとなっているので、二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合に、その二次医療圏に関する内容について、当該指定都市が都道府県に意見を伝え、反映させることは可能。	
		地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	○		○	※1	地域医療支援病院は紹介患者に対する医療の提供、医療機器の共同利用の実施等をその主な役割としていることから、医療計画等と整合性をとり、承認を検討されるべきものである。また、その承認に当たっては都道府県知事が、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、承認の是非を判断することとしている。（医療法第4条第1項、第2項） 医療計画は一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制について、広域的な観点から整備する。②市町村より広域である二次医療圏における各医療（救急医療、小児医療等）の提供体制について、指定都市のみではなくその周りの市町村も含めて一体として整備する等を目的として策定すべきものであるから、医療計画の策定主体は都道府県となる。 医療計画の策定に当たっては、地域医療支援病院の整備目標について、地域の実情を踏まえて策定することとしている。このため、地域医療支援病院の承認についても、各指定都市市長が、都道府県医療審議会に意見を聴取し（都道府県知事が策定主体である医療計画等との整合性をかはるより、引き続き、都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴取し（市町村が策定主体である医療計画等との整合性をかはることでの是非を判断する方がより合理的と考えられる。なお、すでに承認権限を都道府県から指定都市へ移譲している例については、各都道府県と各指定都市との十分な協議の元で完了した結果と思われるが、全国の各地域の実情がさまざまなことを踏まえて、承認権限を一律に都道府県から指定都市へ移譲するのは、原則、各都道府県知事が承認することとし、都道府県の責任において、三次医療圏単位の広域的な観点においても医療提供体制の構築に資するものとして、地域の実情に応じて承認することが適切である。	
19	厚生労働省	予防接種法（昭23法68）に基づく臨時の予防接種の実施	同左	○		※1		臨時の予防接種の実施が想定されるのは、国内で広く感染症がまん延していて、広域的かつ統一的に、予防接種を速やかに実施する必要がある場合であることから、都道府県が実施又は管下市町村に対して実施を指示することが最も機動的性があると思われる。 また、ワクチンの供給を一市町村のみで融通・調整することは困難であり、各市町村におけるワクチンの備在庫を調整するには、都道府県が管下市町村全体の需給状況を把握する必要がある。さらに、上記に述べたような感染症がまん延している状況下においては、一都道府県のみならず、周辺の都道府県間における供給調整も必要となると考えられるところ、そのような広域的な調整機能は指定都市に期待することは現実的でないと考えられる。 なお、指定都市内で感染症の発生状況等の把握については、指定都市でも可能と考えるが、臨時の予防接種の実施に当たっては、当該指定都市にとどまらず広域的な視点に立ち、その必要性や実施の範囲を検討した上で、実施する必要がある。都道府県が実施又は管下市町村に対して実施を指示することが危険管理上も適当であると考える。 さらに、臨時の予防接種は、制度の創設以来、一度も実施されたことがない。既に都道府県から指定都市に権限を移譲するにしても、都道府県に一定程度の経験が蓄積されていない段階において、移譲の検討を行うことは適当ではないと考える。	
20	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）に基づく精神科病院の設置	同左			※3		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の7第1項に規定する都道府県による精神科病院の設置業務は、指定都市による任意の精神科病院の設置を妨げるものではなく、当該業務が課されている現状においても、精神保健福祉法第19条の10第2項の規定に基づき、指定都市が精神科病院を設置した場合、都道府県が協賛した場合と同様の国庫補助を行っていることから、既に指定都市が指定都市に精神科病院に権限を移譲した。医療計画は精神科法の基準病床数を都道府県ごとに定めており、広域自治体（都道府県）の責任で圏内の医療圏間の体制確保を行うこととされていることから、精神科病院の設置についても広域自治体（都道府県）の責任で行うべきである。	
21	厚生労働省	毒物及び劇物取締法（昭25法303）に基づく特定毒物研究者の許可	同左	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を策定を行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申：第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

第30次地制調答申における各事務調査結果

①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
②同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府省回答

（見直し方針に盛り込む事項）

◎：移譲する事務・権限

○：移譲以外の見直しを行う事務・権限

（見直し方針に盛り込まない事項）

※1：調整が完了した事務・権限

※3：現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

No.	担当府省庁	事 務	第30次地制調答申別表で示された事務	根拠条文	第30次地制調答申における各事務調査結果				権限移譲検討項目に対する各府省回答 回答	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定） 閣議決定文
					①	②	③	移譲の可否		
22	厚生労働省	社会福祉法（昭26法45）に基づく市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	同左	社会福祉法第30条、第31条等				◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・社会福祉法人（主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の定款認可（31条1項） ・社会福祉法人の最理事長の選任（39条の3） ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39条の4） ・社会福祉法人の監査人不整の点がある場合であって、詳細な日ごとの報告（40条3号） ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出の受理（43条1項及び3項） ・社会福祉法人の解散の認可及び届出の受理（46条2項及び3項） ・社会福祉法人の清算人の届出の受理（46条の7） ・社会福祉法人の清算終了の届出の受理（47条の3） ・社会福祉法人の合併の認可（48条2項） ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56条2項から5項） ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の許可（57条） ・社会福祉法人の事業概要の届出の受理（59条1項）
23	厚生労働省	社会福祉法（昭26法45）に基づく都道府県福祉人材センターの指定	同左	社会福祉法第93条等	○			※1	地域での介護人材の確保にかかる無料職業紹介や研修等の事務は、社会福祉法上、都道府県ごとに一ヶ所指定するとされている。これは、福祉分野という特殊な領域では、広域的な調整や一元的なコントロールと情報集約が不可欠など、都道府県単位の関係団体、福祉人材の養成施設との連携や福祉事業経営者に対する相談援助等を一貫性をもって実施する必要があることによるもの。 前に、指定都市において既に並置してセンターを設置した場合、都道府県と指定都市は各々のエリア内における事業所への人材の紹介を優先し、結果的に指定都市とそれ以外の市との間で介護人材の奪い合いが起こり、県内での偏在が拡大するなど混乱が懸念される。 また、都道府県の福祉人材センターは、自らの直接の管轄区域、すなわち指定都市以外の市における事業所に優先して人材を紹介することが予想され、結果として指定都市に人材を紹介することにならず、指定都市への人材供給が減少することも懸念される。 加えて、指定都市が、その区域内だけで、センターが行うべき福祉分野に特化した職業紹介、研修等を行う場合、職業紹介増額の低下や、事務の煩雑化を招き、業務が非効率となるおそれがあるとともに、指定都市が法律上のセンターの設置主体となった場合、設置を求める圧力が高まり、こうした事務負担や財政負担も生じる。 特に、財政負担については、現在、職業紹介の業務に利用しているシステムを大幅に改修しなければならず、多大な費用が発生するとともに、指定都市福祉人材センターの設置にかかる施設費、人件費等、指定都市の財政負担が増大する。これらの財政負担と、設置による効果を比較した時、こうしたサービスを行う必要があるか慎重に考える必要がある。さらに、福祉人材センターの業務は、広域的見地に立った人材確保やその調整が求められるため、事業重の目標等を定める介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定者たる都道府県と同一である必要がある。こうした計画の枠組みのない指定都市にセンターが存在すると、調整が困難になるとともに、同計画とのリンクが図られない懸念もある。	
24	厚生労働省	麻薬及び向精神薬取締法（昭23法14）に基づく麻薬取締官及び向精神薬取締官（一部）の免許	同左	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○			※1	麻薬取締官は、都道府県に置かれている麻薬取締員（刑事訴訟法の規定による司法警察員）が、事業者に対する麻薬施用麻薬等の不正流通防止のための指導・監督とともに、必要に応じて都道府県警察と連携した捜査・取締りを単独単位で行っているが、指定都市には司法警察員たる麻薬取締員が置かれていない。 麻薬取締員が置かれていない指定都市では、これらの業務を適切に行うことができない。 その取締りを適切に行うためには、麻薬流通に関わる麻薬施用者の免許の事務については取締りと一体であるべきで、取締りと同く県単位で行われるべきであり、指定都市に権限移譲するべきではない。 また、麻薬取締官の免許は、薬局の開設許可と、特に関連性はなため、一括して事務処理を行うことによる効率化のメリットは、特段少ないものと考ええる。 なお、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、当該免許を与えた都道府県の区域内に関して、業務を行うこととされており、指定都市に権限が移譲された場合、その経済活動（麻薬の販売）が指定都市内に限られてしまい、医療用麻薬の適正な供給に支障が出るおそれがある。 さらに、麻薬研究者免許及び麻薬施用者免許については、病院や診療所などに許可を得ることが原則であるが、同一都道府県内であれば、複数の病院や診療所に従事する場合には、改めて許可を要しないこととされている。 指定都市に権限を移譲した場合にも、同一都道府県内の複数の病院、診療所に従事する場合であっても指定都市外であれば、改めて免許を受けることが必要となり、非効率である。 以上のことから、麻薬取締官等の免許事務は、引き続き県が担当することが適当である。	
25	厚生労働省	売春防止法（昭31法118）に基づく婦人相談所の設置	同左	売春防止法第34条等	○	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	婦人相談所（34条1項）については、指定都市も設置できるよう見直し。上記施設を設置した場合においては、以下に掲げる事務・権限を移譲する。 ・婦人相談員の委嘱（35条1項）
26	厚生労働省	国民健康保険法（昭33法192）に基づく国民健康保険組合の設立認可	同左	国民健康保険法第17条等				※1	国民健康組合は市町村の国民健康事業を精完するものとして、その設立に当たっては、市町村の国民健康事業の運営に支障がないと認めるときでなければ、認可を行うことができないこととされている。（国民健康保険法第17条第3項） 国民健康組合の設立が市町村の行う国民健康事業の運営に及ぼす影響の判断は、国民健康組合の設立認可にあたって重要な事項であり、これを中立的な立場で適切に実施できるもの、更に国民健康事業の運営を担っている市町村ではない、市町村の国民健康事業の運営を担える立場にある都道府県であると考えるため、国民健康組合の設立の認可については、引き続き都道府県が行うことが適当である。	
27	厚生労働省	老人福祉法（昭38法133）に基づく都道府県老人福祉計画の策定	同左	老人福祉法第20条の9等	○			※1	都道府県老人福祉計画は、介護保険事業支援計画と一体のものとして策定され、市町村の枠を超えた広域的な視点に立ったサービス提供体制の確保を図るものであり、これにより特別養護老人ホーム等の適正配置が担保されているが、指定都市に移動した場合、これが確保されない。 そもそも指定都市も、福祉の措置の実施者として市町村老人福祉計画を定める必要があり、同計画と都道府県老人福祉計画の策定者が同一なのは不適当。 なお、都道府県老人福祉計画は、都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成しなければならないが、医療・介護計画と都道府県老人福祉計画・高齢者居住安定確保計画と契機を失ななければならないとされていることから、策定者を見直すことは不適当。	
28	厚生労働省	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）に基づく特別児童扶養手当の支給資格の認定	同左	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	○	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・特別児童扶養手当の支給の認定（5条1項） ・特別児童扶養手当の支給の認定に関する調査（36条） ・特別児童扶養手当の支給の認定に関する資料の提供等（37条）
29	厚生労働省	職業能力開発促進法（昭44法84）に基づく職業能力開発大学校・職業若職業能力開発校等の設置	同左	職業能力開発促進法第15条の6第3項、第16条第2項等	○	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（16条2項）については、指定都市も設置できるよう見直し。上記施設を設置した場合においては、以下に掲げる事務・権限を指定都市に実施できるよう見直し。 ・公共職業能力開発施設以外の施設による職業訓練の実施（15条の6第3項）
30	厚生労働省	介護サービス事業者の業務管理体制の報告の公表 ※ 全ての事業所等が一以上の指定都市の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一以上の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業者のみを行う事業者を除く） 介護保険法（平9法123）に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等、介護サービス情報の公表	同左	介護保険法第115条の32～第115条の34等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。ただし、介護サービス情報の公表（115条の33以下）については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、指定都市と都道府県が調整を行った結果も十分に踏まえつつ、平成26年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を踏まえて、指定都市に移譲する。 ・介護サービス事業者（全ての事業所が一以上の指定都市の区域内にある指定地域密着型サービス事業者のみを行う事業者を除く）に限る。115条の33第1項、115条の33第3項及び15条の34第1項から4項について関し、（ロ）業務管理体制の整備に関する届出、変更届及び区分変更届の受理（115条の32第2項から4項） ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115条の33第1項） ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令等の実施要領（115条の33第3項） ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告、公表及び命令・公示（115条の34第1項から4項） ・介護サービス情報の報告（115条の35第1項） ・介護サービス情報の公表（115条の35第2項） ・介護サービス情報の報告に係る調査（115条の35第3項） ・介護サービス情報の報告に係る是正命令等（115条の35第4項） ・介護サービス事業者に対する指定等の取消し等（115条の35第6項） ・指定調査機関への調査事務委託（115条の36第1項） ・指定調査機関の指定（115条の36第2項） ・指定調査機関に対する立入検査等（115条の40第1項） ・指定調査機関の業務の休廃止の許可（115条の41） ・指定情報公表センターへの情報公表事務委託（115条の42第1項） ・指定情報公表センターの指定（115条の42第2項） ・指定情報公表センターに対する立入検査等（115条の42第3項において準用する115条の40第1項） ・指定情報公表センターの業務の休廃止の許可（115条の42第3項において準用する115条の41） ・介護サービスの普及及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮措置（115条の44）

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申：第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

第30次地制調答申における各事務調査結果

- ①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
②同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府県回答

（見直し方針に盛り込む事項）

◎：移譲する事務・権限

○：移譲以外の見直しを行う事務・権限

（見直し方針に盛り込まない事項）

※1：調整が完了した事務・権限

※3：現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

No.	担当道府県庁	事 務	第30次地制調答申別表で示された事務	根拠条文	第30次地制調答申における各事務調査結果				権限移譲検討項目に対する各府県回答	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定） 閣議決定文
					①	②	③	移譲の可否		
31	厚生労働省	介護保険法（平9法123）に基づく介護支援専門員の登録、都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	○			※1	介護支援専門員の登録事務は、介護支援専門員証の有効期限の把握や更新、研修や介護支援専門員実務研修受講試験の募集と不平等であって、これを一元的に行うことが介護支援専門員の資質向上に資するものと考えている。研修実施や試験に係る事務については、介護支援専門員の登録に係る事務よりも負担が大きいためである。加えて、介護支援専門員に係る各種研修については、研修内容の平準化が課題となっており、仮に指定都市に事務を移譲した場合には、研修内容にばらつきが生じ、平準化が困難となる可能性がある。研修内容の平準化は、介護支援専門員の資質の担保のために政策的配慮が必要であり、この平準化が阻害されれば、介護支援専門員の資質の低下などにつながりかねないことに留意が必要である。また、介護支援専門員にとっては、手続が煩雑となることや登録手数料等の金銭的負担が発生することなど、新たな負担が課されることになって、不都合である。	
			都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	○			※1	都道府県介護保険事業支援計画は、市町村の枠を超えた広域的な視点に立ったサービス提供体制の確保を図るものであり、これにより介護保険施設等の適正配置が図られている。また、介護給付費等対称性に基づき定める者の健康対策など市町村ごとに完結できない横断的な対策についても計画するよう求めている。計画策定を指定都市に移譲した場合、これも指定都市も、介護保険の保険者として介護保険事業計画を定める必要があり、同計画と支援計画の策定者が同一となるのは不適当。	
32	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法14）に基づく縦割りに係る定例的健康診断の実施の指示	同左	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	○	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市と都道府県の間の情報の共有が図られるよう検討した上で、指定都市に移譲する。 ・格別に係る定例の健康診断の実施の指示（53条の2第3項）
33	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）に基づく指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等	同左	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の4、第51条の31～第51条の33等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・指定事業者等（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の変更等（51条の31第1項及び33条から5項） ・指定事業者等に対する報告等（51条の3第1項から4項） ・指定事業者等に対する勧告、命令等（51条の4第1項から4項） ・指定一般相談支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の変更等（51条の31第1項及び33条から5項） ・指定一般相談支援事業者に対する報告等（51条の32第1項から4項） ・指定一般相談支援事業者に対する勧告、命令等（51条の33第1項から4項）
34	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）に基づく都道府県障害福祉計画の策定	同左	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条等	○			※1	都道府県障害福祉計画は、市町村の枠を超えた広域的な視点に立った障害福祉サービスの提供体制の確保のために作成する計画であり、都道府県は指定都市を含めた管内の市町村と調整を行っている。都道府県障害福祉計画では、○障害福祉圏域、地域の実情に合わせて都道府県が設定、必ずしも指定都市の区域内で完結するものではない。）を単位として障害福祉サービスの見込量に応じた事業所の整備計画を作成するとともに、○当該計画において見込まれた生活介護・初等継続支援B型・障害者支援施設等のサービス量や必要入所定員数に達しているか、それを超えると思われる場合には、当該サービス事業所の指定を行わない（いわゆる結果規制）などにより、障害福祉サービスの適正な整備を行っている。また、都道府県障害福祉計画においては、例えば、障害者が65歳以上となった場合には介護保険サービスの対象となること等に留意すれば、介護保険事業支援計画と調整を促す必要があるが、精神障害者の精神科病院から地域生活に円滑に移行するための体制整備の観点が必要であること等に留意すれば、医療計画と調整を促す必要があること等から、都道府県障害福祉計画を指定都市へ権限移譲することは不適当である。	
35	農林水産省消費安全庁	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）及び食品表示法（平25法70）に基づく農林物資製造業者等への立入検査等	同左	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・製造業者等に対する指示（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第1項及び2項、食品表示法6条1項） ・製造業者等に対する措置命令（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第4項、食品表示法8条2項） ・表示に関する指示又は命令の内容の公表（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14の2、食品表示法7条） ・製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律21条の2第1項及び2項、食品表示法12条1項及び3項） ※「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）」における食品製品の品質表示基準に関する規定については、「食品表示法（平25法70）」施行は平成27年6月までの政令で定める日に移管されることとなっているため、同法の改正も必要となる（なお、食品表示法の施行後は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」について、名称が「農林物資の規格化等に関する法律」に変更となり、条項番号が一部変更となる。）。
36	農林水産省	森林法（昭26法249）に基づく地域森林計画の策定、民有林の開発行為の許可、保安林の指定（一部）・管理	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○			※1	地域森林計画は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を明らかにするため、地勢その他の条件を勘案して流域別に定められる森林計画単位として策定されるところ。森林計画区と比較して、区域の策定方法や規模に違いのある指定都市に地域森林計画の策定に係る事務を移譲することは適当ではない。なお、本事務の移譲に反対している道府県が少なくないことも留意する必要がある。	
			民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等			○	※1	先般の伊豆大島における災害をはじめ、近年、これまでに経験のない豪雨等により山地災害が多発し、人命や地域社会に深刻な被害が生じている。このような状況の中、林地開発許可制度は、土砂の流出等の災害や水害を発生させるおそれがあるかどうかといった観点から、流域等の地理的条件を考慮して適用する必要があるが、指定都市の行政区画単位で一律に本事務を移譲することは適当ではない。なお、本事務の移譲に反対している道府県が少なくないことも留意する必要がある。	
			保安林の指定（一部）・管理	森林法第25条の2、第34条等	○			※1	先般の伊豆大島における災害をはじめ、近年、これまでに経験のない豪雨等により山地災害が多発し、人命や地域社会に深刻な被害が生じている。このような状況の中、保安林制度は、水源の涵養や土砂流出の防衛等の目的を達成するため、流域等の地理的条件を考慮して適用する必要があることから、指定都市の行政区画単位で一律に保安林の指定（一部）・管理に係る事務を移譲することは適当ではない。なお、本事務の移譲に反対している道府県が少なくないことも留意する必要がある。	
37	農林水産省	農地法（昭27法229）に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の許可	同左	農地法第18条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・農地又は採草放牧地の賃貸借の契約等の許可（18条1項、施行令27条） ・土地又は工作物に対する立入調査等（農地又は採草放牧地の賃貸借の契約等の許可に係る事務・権限に限る。以下同じ。）（49条1項） ・立入調査等に係る事前通知又は公示（49条3項） ・立入調査等に係る損失補償（49条5項） ・土地の状況等に関する報告の徴収（50条）

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申：第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

第30次地制調答申における各事務調査結果

①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
②問調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府県回答

（見直し方針に盛り込む事項）

○ 移譲する事務・権限

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限

（見直し方針に盛り込まない事項）

※1 調整が完了した事務・権限

※3 現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

№	担当府県庁	事 務	根拠条文	第30次地制調査申における各事務調査結果			権限移譲検討項目に対する各府県回答		「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 （平成25年12月20日閣議決定） 閣議決定文	
				①	②	③	移譲の可否	回答		
38	農林水産省	農地（4ha以下）の転用許可	農地法第4条等	○	○	○	○	指定都市への事務移譲については、各法令による事務配分の制度と併せて、地域の主体的判断に基づいて市町村が担当できるようにするという地方自治法の考え方から同法の事務処理の特例により行われているもの。農地法において、本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当との考え方から都道府県知事が行うこととしている。 なお、平成21年の農地法等改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。 ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえて、農地法等の一部を改正する法律（平21法37）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や関係者の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行った上、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。	
		農業振興地域整備基本方針の作成、農業振興地域の指定、市町村が定める農用地利用計画の同意、農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○	○	○	○	農業振興地域の整備に関する法律において、優良農地の確保を図る観点から、 ① 国が全面規模で確保すべき農用地等の目標面積を基本指針に定め、 ② 都道府県知事が基本指針に基づき基本方針を定め、農業振興地域を指定するとともに、都道府県ごとの農用地等の目標面積を設定し、 ③ 市町村が基本方針に即して農用地利用計画（農用地区域の設定）を定めるという仕組みとなっており、都道府県知事が基本方針の策定等を行うことが必要である。 （なお、本事務については、道府県が多くが移譲に反対している。）		
		農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○	○	指定都市への事務移譲については、各法令による事務配分の制度と併せて、地域の主体的判断に基づいて市町村が担当できるようにするという地方自治法の考え方から同法の事務処理の特例により行われているもの。農業振興地域の整備に関する法律において、本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当との考え方から都道府県知事が行うこととしている。 なお、平成21年の農地法等改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。		
39	経済産業省	火薬類取締法（昭25法149）に基づく火薬類の製造・販売・輸入・消費・廃棄許可	同左	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が担持する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を事業に付した上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	
40	経済産業省	探石法（昭25法291）に基づく岩採取計画の認可	同左 （※第30次地制調査申別表では、№40と№44が一つの事務として掲載）	探石法第33条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・探石業者の採取計画の認可（33条） ・探石業者の採取計画の変更の認可等（33条の5第1項、2項及び4項） ・市町村長の意見の聴取等（33条の6） ・探石業者に対する認可採取計画の変更命令（33条の9） ・探石業者の若手採取者の停止及び廃止の届出の受理（33条の10） ・探石業者の認可の取消し等（33条の12） ・探石業者に対する緊急措置命令等（33条の13第1項及び2項） ・市町村長の要請（33条の14） ・岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（33条の17） ・聴聞の特例（34条の4） ・探石業者に対する指導及び助言（34条の6） ・探石業者に係る報告及び検査（42条1項）
41	経済産業省	高圧ガス保安法（昭26法204）に基づく高圧ガスの製造・貯蔵許可	同左	高圧ガス保安法第5条、第16条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応等を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が担持する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を事業に付した上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。
42	経済産業省	商工会議所法（昭28法143）に基づく商工会議所の定款変更の認可（一部）、事業状況等の報告の受理・警告等	同左	商工会議所法第46条、第57条～第59条、第94条、令第7条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、定款変更の認可（46条2項、ただし、25条1号（目的）、2号（名称）及び4号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、指定都市に移譲する。 ・特定商工業者該当基準の許可（7条2項） ・商工業者法定会員の作成期間の延長、同延長の通知（10条2項及び3項） ・特定商工業者に対する負担金課徴金の許可（12条1項） ・商工会議所の定款変更の認可（46条2項） ・商工会議所の事業状況等の報告の受理（57条） ・商工会議所に対する報告徴収及び検査（58条1項） ・商工会議所に対する警告等（59条1項及び4項（同条1項2号に係るものを除く。））
43	経済産業省 環境省	工業用水法（昭31法146）に基づく工業用水の採取許可	同左	工業用水法第3条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・工業用水の採取の許可（3条1項） ・工業用水の採取の許可の申請の受理（4条1項） ・工業用水採取許可の変更の許可（7条1項） ・工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理（9条） ・工業用水採取許可の承継の届出の受理（10条3項） ・許可取消の届出の届出（11条） ・工業用水採取の許可の取消し（13条） ・工業用水採取許可者に対する緊急措置（14条） ・土地の立入許可（22条1項） ・土地の立入の事前通知（22条2項） ・土地の立入による損失補償（22条6項） ・工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収（24条） ・工業用水採取許可井戸への立入検査許可（25条1項） ・聴聞の特例（26条1項）
44	経済産業省	砂利採取法（昭43法74）に基づく砂利採取計画の認可	同左 （※第30次地制調査申別表では、№40と№44が一つの事務として掲載）	砂利採取法第16条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・砂利採取業者の採取計画の認可（16条） ・砂利採取業者の採取計画の変更の認可等（20条1項から3項） ・砂利採取業者に対する認可採取計画の変更命令（22条） ・砂利採取業者に対する緊急措置命令等（23条1項及び2項） ・砂利採取業者の砂利採取の禁止の届出の受理（24条） ・砂利採取業者の認可の取消し等（26条） ・砂利採取業者からの報告の徴収（33条） ・砂利採取業者に対する立入検査等（34条2項） ・都道府県知事への通報等（36条1項から3項） ・市町村長の要請（37条1項及び2項） ・聴聞の特例（38条1項）
45	経済産業省	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平5法51）に基づく全国団体以外の商工会・商工会議所等の基礎施設計画・連携計画の認定	同左	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条、第18条、第22条の2、令第2条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・商工会等の基礎施設計画の認定（5条1項） ・商工会等の基礎施設計画の変更等（6条1項及び2項） ・商工会等の連携計画の認定（18条1項） ・商工会等の連携計画の変更等（19条1項及び2項） ・商工会等からの基礎施設計画又は連携計画の報告（22条1項）
46	国土交通省	砂防法（昭30法29）に基づく直轄区域以外の砂防設備の管理	同左	砂防法第5条等	○			※1	先般の伊豆大島における災害をはじめ、土砂災害に関する国民の関心が高まっている中、今回の権限移譲により、国民の安全・安心に密接に関わる土砂災害対策の取組が後退することがあってはならないことが大前提である。砂防行政は、対策施設周辺の下流も含めて広域に影響がある行政であること、専門性の高い技術が必要なことから、都道府県において実施しており、二重行政にはなっていない。今回、これまで都道府県が担ってきた事務の一部が移譲対象となっているが、類似事務の経験が少ない指定都市への移譲によって今後の土砂災害対策に支障が生じるおそれがあるため、移譲には賛成しかねる。 当該事務は、都道府県で実施している土砂災害警戒区域等の指定事務（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）において規定）と連携をとって進めるべき事務である。今回、砂防法の事務だけが移譲の議論の対象となっているが、移譲された場合には、都道府県と指定都市との間で新たな二重行政が発生し、事務の執行が非効率となり、土砂災害警戒区域等の指定事務が滞る可能性がある。現在の実施主体である道府県が事故原因の究明により移譲の責めに支障が生じることを見逃さず意見を少なからずあり、土砂災害から人命、財産等の安全が確保されるか確認できない中での移譲には賛成しかねる。	

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申「第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)

第30次地制調答申における各事務調査結果

- ①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査(平成24年10月～平成25年2月)において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
②同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府省回答

(見直し方針に盛り込む事項)

○：移譲する事務・権限

◎：移譲以外の見直しを行う事務・権限

(見直し方針に盛り込まない事項)

※1：調整が完了した事務・権限

※3：現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

No.	担当府省庁	事 務		根拠条文	第30次地制調査 申における各事務 調査結果			権限移譲検討項目に対する各府省回答		「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定) 閣議決定文
		第30次地制調査申別表で 示された事務			①	②	③	移譲の 可否	回答	
47	国土交通省	公有水面埋立法(大10法57)に 基づく公有水面の埋立免許	同左	公有水面埋立法第 2条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・公有水面の埋立の免許(2条1項及び2項) ・公有水面の埋立の免許の出願があった場合の出願事項の 審査等(3条1項から3項) ・埋立免許を受けた者の水面権利者に対する補償等に係る裁 定(6条3項) ・水面の利用施設に係る補償等の命令(10条) ・埋立免許の告示(11条) ・免許料の徴収(12条1項) ・工事の着手及び竣工の時期の指定(13条) ・出願事項の変更の許可(13条の2第1項) ・埋立免許を受けた者の他人の土地に対する立入り又は一時 使用の許可(14条1項) ・埋立の権利の譲渡の許可(16条1項) ・埋立の権利の承継の届出の受理(20条) ・埋立工事の竣功認可等(22条1項及び2項) ・竣功認可前の埋立地の使用の許可等(23条) ・埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等(27条1項及び 3項) ・埋立地の用途変更の許可等(29条1項及び3項) ・埋立地に関する権利取得者に対する災害防止措置の命令 (30条) ・工事施行区域内にある物件の除却命令(31条) ・竣功認可前の違反行為等に対する監督処分等(32条) ・竣功認可後の違反行為等に対する是正等の命令等(33条) ・失効した埋立免許の効力の復活等(34条) ・免許失効の場合の原状回復義務の免除等(35条) ・埋立地の埋立工事に対する監督処分等(36条において使用 する32条1項及び35条) ・鑑定費用の徴収(37条) ・免許料及び鑑定費用の強制徴収(38条) ・図が行方埋立に係る承認等(42条) ・図が埋立てた土地の地方公共団体への編属(43条) ・国土交通大臣への認可申請(47条1項)
48	国土交通省	海岸法(昭31法101)に基づく直 轄区域以外の海岸保全区域等 の管理	同左	海岸法第5条等	○	○		※3	海岸の管理が良好に行われるか否かは国土の保全に重大な影響を及ぼすものであり、その実現のために、基礎自治体の区域の境を越えて広域的な見地から統一的・総合的な対策を行うことが必要であるため、海岸保全区域の管理は、原則、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うこととされている(海岸法第5条第1項)。ただし、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域(市町村長が海岸保全施設の工事を含めた海岸保全区域の管理を包括的に行う方が、財政上又は技術上の観点からも適当であると認められる区域)については、あらかじめ当該市町村長の意見をきいた上で、都道府県知事が指定することにより、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うこととされており(海岸法第5条第2項及び同条第7項)、現行制度上においても指定都市による管理が可能である。また、特定の区域においても、現行制度上、港湾管理者又は漁港管理者たる指定都市にあつては、管理が可能である(海岸法第5条第3項及び同条第4項)。なお、市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができるとされている(海岸法第5条第6項)。	
49	国土交通省	地すべり等防止法(昭33法30) に基づく地すべり防止区域の管 理	同左	地すべり等防止法 第7条等	○			※1	先般の伊豆大島における災害をはじめ、土砂災害に関する国民の関心が高まっている中、今回の権限移譲により、国民の安全・安心に密接に関わる土砂災害対策の取組が後進することがあってはならないことが大前提である。地すべり行政は、対策実施箇所周辺を含めて広域に影響が及びうる行政であること、専門性の高い技術が必要なことから、都道府県において実施しており、二重行政とはなっていない。今回、これまで都道府県が担ってきた事務の一部が移譲対象とされているが、類似事務の経験が少ない指定都市への移譲によって今後の土砂災害対策に支障が生じるおそれがあるため移譲には賛成しない。加えて、指定都市内の地すべり防止区域の管理を移譲した場合、地すべり等防止法第25条に基づく、都道府県による立退指示の発出を行うことができない可能性がある。現時点では、都道府県で実施している土砂災害警戒区域等の指定事務(土砂災害防止法において規定)と連携をとって進めるべき事務である。今回、地すべり等防止法の事務だけが移譲の議論の対象となっているが、移譲された場合には、都道府県と指定都市との間で新たな二重行政が発生し、事務の執行が非効率となり、土砂災害警戒区域等の指定事務が滞る可能性がある。現在の実施主体である道府県が事務権限の移譲により事務の実施に支障が生じることを懸念する意見が少なからずあり、土砂災害から人命、財産等の安全が確保されるか確認できない中で移譲には賛成しない。	
50	国土交通省	下水道法(昭33法79)に基づく 流域下水道の設置・管理	同左	下水道法第25条の 2等				※3	下水道法では、第25条の2第2項に基づき、都道府県と協議して市町村が流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができるとしており、市町村が流域下水道の管理を行うことは可能である。	
51	国土交通省	河川法(昭39法167)に基づく指 定区域内の一級河川の管理、二 級河川の管理	指定区域内の一級河川の管 理 二級河川の管理	河川法第9条、令 第2条等 河川法第10条等	○ ○	○ ○		※3	河川法では、第9条第5項に基づき、指定都市の区域内に存する指定区域内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、同法施行令第2条第1項各号に定めるものを除き、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が事務を行うことができることとしている。また、同法第10条第2項及び3項に基づいて、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、都道府県知事が指定都市の長の同意を得て指定する区間の管理に係る事務については、当該指定都市の長が行うことができることとしている。これらの管理権限を指定都市に移譲する場合には、氾濫した場合の影響が指定都市の区域を越える恐れを考慮するとともに、従前と同等の管理水準を確保が必要であることから、河川ごとの状況や指定都市の事情に応じて、個別に調整する必要がある。実際に、この制度を活用し、指定都市20市のうち11市において、指定都市の区域内に存する指定区域内の一級河川の事務の一部または二級河川の管理を当該指定都市の長が行っているところである。	
52	国土交通省	都市計画法(昭43法100)に基 づく都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針に関する都市計 画の決定	同左	都市計画法第15条 第1項第1号、第87 条の2等	○			◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計 画の決定等(一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るも のに限る。)(15条1項1号)
53	国土交通省	都市計画法(昭43法100)に基 づく都市計画区域の指定、都市 計画基礎調査の実施、空港、上 下水道等の広域的に決定すべ き都市施設に係る都市計画の 決定、都市計画事業(一部)の 施行認可	都市計画区域の指定 都市計画基礎調査の実施 空港・上下水道等の広域的 に決定すべき都市施設に係 る都市計画の決定	都市計画法第5条 等 都市計画法第6条 等 都市計画法第15条 第1項第2号・第7 号、第87条の2、 令第45条等	○ ○ ○			※1	都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び将来を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、一の指定都市の区域を超えた広域的な見地から行う必要があることから都道府県が決定するのが適切である。答申では「事務の対象区域が指定都市の区域内にとどまるものについて移譲することを検討すべきである」とされているが、都市計画区域の指定の判断は一の指定都市の区域を超えた見地から行う必要がある。都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、一の指定都市の区域を超えた広域的な見地から行う必要がある。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があるが、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見直しを、的確かつ統一的に把握する必要があることから都道府県が決定するのが適切である。なお、基礎調査については、地方公共団体が必要に応じ柔軟に実施できるよう本年6月に実施要綱の見直しを行ったところである。	
54	国土交通省	都市再開発法(昭44法38)に基 づく市街地再開発事業(一部) の施行等の認可	同左	都市再開発法第7 条の9等	○	○	○	※3	第3次一法(平成25年6月7日成立、平成25年6月14日)により措置済み	

第30次地制調答申※に基づく都道府県から指定都市への権限移譲検討項目一覧

※第30次地制調答申・第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

第30次地制調答申における各事務調査結果

- ①指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務
- ②同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務
- ③地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

権限移譲検討項目に対する各府省回答

（見直し方針に添り込む事項）

- ：移譲する事務・権限
- ◎：移譲以外の見直しを行う事務・権限
- （見直し方針に添り込まない事項）

※1：調整が整わなかった事務・権限

※3：現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

No.	担当府省庁	事 務	第30次地制調答申別表で示された事務	根拠条文	第30次地制調答申における各事務調査結果				権限移譲検討項目に対する各府省回答	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定） 閣議決定文
					①	②	③	移譲の可否		
55	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第44条の7）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定	同左	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第12条等	○	○		※1	先般の伊豆大島における災害をはじめ、土砂災害に関する国民の関心が高まっている中、今回の権限移譲により、国民の安全・安心に密接に関わる土砂災害対策の取組が後進することがあってはならないことが大前提である。土砂災害対策については、従来から都道府県が土砂災害危険箇所等の把握を行うとともに、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、「急傾斜地法」という。）に基づく危険箇所等の一時的な対策、そして、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の発出等のソフト対策を国と連携しつつ担ってきており、二重行政とはなっていない。今回、これまで都道府県が担ってきた事務の一部が移譲対象とされているが、類似事務の経験が少ない指定都市への移譲によって土砂災害対策の取組が後進することはあってはならず、技術力、執行体制など指定都市の執行能力や都道府県の協力体制なども含め、今後の土砂災害対策に支障のおそれがないことが確認できない限り移譲には賛成しかねる。当該事務は、土砂災害から人命、財産等を守ることを目的とし、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止施設の整備、施設の点検・点検、管理など、専門的な技術と十分な執行体制が必要となる業務である。急傾斜地崩壊防止施設の整備にあたっては、土砂災害に関する高度な技術が必要だけでなく、地権者との調整、受益者負担金の徴収などの複雑な業務がある。また、整備後の施設の管理、老朽化した施設の改修等は、地域住民の生命に直結する重要な業務であり（都道府県が過去に指定都市内に整備した施設の管理も当該指定都市が管理責任を有することとなる）、専門家も兼ねた地権者の体制の確保が必要となる。指定都市において、上記の事務内容・事務量に見合った執行体制が確保されることが確認できない限り、移譲には賛成しかねる。当該事務は、都道府県で実施している土砂災害警戒区域等の指定事務（土砂災害防止法において規定）と連携をとって進めるべき業務である。今回、急傾斜地法の事務だけが移譲の議論の対象となっているが、移譲された場合には、都道府県と指定都市との間で新たな二重行政が発生し、事務の執行が非効率となり、土砂災害警戒区域等の指定事務が滞る可能性がある。近年発生した土砂災害においても、土砂災害警戒区域に指定していなかったことが問題となっている。全国的にみて指定都市の区域は他の区域と比べて、警戒区域・特別警戒区域の指定が遅れている状況にあり、緊急に指定を進める必要があると考えている。	
56	国土交通省	国土利用計画法（第49条第2項）に基づく土地取引の規制区域の指定	同左	国土利用計画法第12条等	○	○		◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・規制区域の指定（12条1項） ・規制区域の指定の公告（12条3項） ・規制区域の指定に係る国土交通大臣への報告等（12条5項） ・規制区域の指定に係る土地利用審査会への確認（12条6項） ・規制区域の指定に係る土地利用審査会からの通知の受理（12条7項） ・規制区域の指定に係る公告等（12条8項） ・規制区域の指定に係る地権者の助言等の調査（12条10項） ・規制区域の再指定（12条11項） ・規制区域の解除（12条12項） ・規制区域の解除に係る土地利用審査会への確認（12条13項） ・規制区域の解除に係る国土交通大臣への報告等（12条14項）において使用する（12条15項） ・規制区域の減少に係る公告、確認及び報告等（12条15項において使用する）12条12項から14項） ・国土交通大臣の指示による規制区域の指定等（13条1項） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可（14条1項） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可申請の受理（15条1項） ・宅地の造成等のための費用の認定等（16条1項1号） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可に係る土地利用審査会への意見聴取（16条2項） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分（17条1項） ・土地に関する権利の移転等に係る国等との協議（18条） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り請求の受理（19条1項） ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り（19条2項） ・規制区域の指定に係る適正かつ合理的な土地利用の確保（22条）
57	国土交通省	国土利用計画法（第49条第2項）に基づく土地利用基本計画の策定	同左	国土利用計画法第9条等	○			※1	土地利用基本計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条に基づき、都道府県が当該都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域（以下「5地域」という。）を5万分の1の地形図により定めたものであり、5地域については、都市計画法等の個別規制法に定めるゾーニングと一体的に運用されている。このため、土地利用基本計画の策定に係る事務・権限の移譲については、都市計画法に基づく都市計画区域の指定や、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定、森林法に基づく地域森林計画の策定に係る権限と同様に、区域の指定の判断は一時的な指定都市の区域を越えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県から指定都市への当該事務の移譲はできない。	
58	国土交通省	浄化槽法（第58条第4項）に基づく浄化槽工事業者の登録	同左	浄化槽法第21条等	○			※1	浄化槽工事業者を営もうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこととされている。このため、指定都市に移譲される場合、一の登録で営業可能区域が狭まることとなり、以下のように事業者に対する新たな負担を強いることとなる。 ・現に指定都市を包括する道府県の登録を受け、当該指定都市の区域内外で営業している事業者は、営業区域を維持するために、現在登録に加え、新たに指定都市の登録が必要となる。特に、管内内に指定都市が複数ある場合、その指定都市数分の登録の負担が増加することとなり、業者にとっての負担は数倍にもなり得る。（変更の届出又は5年ごとに必要な登録更新の際にも、その都度届書等への届出又は登録が必要となる。また、登録及び登録更新の際にはその都度手数料が必要となる。） ・指定都市の登録事業者については指定都市外の区域での営業を、指定都市を包括する道府県の登録事業者については指定指定都市内の区域での営業を行うに際し、それぞれの区域での登録が必要となるため、負担が増加するとともに、迅速な営業に支障となる。 また、現行では都道府県が一元的に行っている事務について、事務を移譲した場合に、指定都市及び当該指定都市を包括する道府県の両方が同様の事務を行うこととなり、行政の事務負担の観点からも非効率となるおそれがある。 【第30次地制調答申に示された移譲のための工夫が譲りられない理由】 事業者の活動が指定都市の区域を越える本事務について、答申で示された工夫（P7の4つ目の目）として、 ①指定都市の区域を越えて業を営もうとする業者は都道府県知事の登録のみで足りることとする ②指定都市での登録を受けた場合は当該都道府県において事業を行えることとする 等の工夫を講ずることが考えられる。 しかし、①については、 ・指定都市での登録を受けた業者が指定都市の区域外で業を行おうとした場合、改めて都道府県知事の登録が必要となり、業者にとって負担が増加することには変わりがない。 ・業者にとっては指定都市において登録を行うと営業可能範囲が狭まるため、もとより都道府県知事の登録を受けることが想定され、指定都市において登録する業者はおおよそ想定されないため、このようなシステムをとる意義がないことから妥当ではなく、譲ることはできない。 また、②についても、 ・指定都市での登録を受けた場合は当該都道府県において事業を行えることとするとは、業を行う区域ごとに業者の登録を義務付け、当該業者を監督するという浄化槽法の趣旨に反する。 ・都道府県知事の登録業者も指定都市内で営業可能とするとも容認しなければ均衡がとれないが、そうした場合、指定都市を含む都道府県の区域内で営業する者は、指定都市及び都道府県どちらの登録を受けても同じ区域で営業できることから妥当ではなく、譲ることはできない。 なお、答申において工夫として例示されているとおり全ての事業者が指定都市の区域内にある事業者に限って事務を移譲する場合、登録の地位が事業所の所在地と一致することなしに、浄化槽工事業者の登録制度は、工事現場で生活環境の保全や公害防止の維持に影響を及ぼさないよう、現場を管轄する行政当局が施工主体を把握し、必要な指導監督を行う必要があるという趣旨から「当該業を行おうとする区域」ごとに登録することとされているものであり、登録の地位を「事業所の所在地」とすることは妥当ではなく、当該工夫を譲ることはできない。	
59	国土交通省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第9条第4項）に基づく防災街区整備事業（一部）の施行等の認可	同左	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第12条等	○	○	○	◎	右記、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）のとおり	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・個人施行者による防災街区整備事業の施行の認可（12条1項） ・防災街区整備事業組合の設立及び事業計画の認可（136条1項から3項） ・事業会社による防災街区整備事業の施行の認可（165条1項） ・個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社による防災街区整備事業の施行の認可（204条1項） ・個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に対する指導命令（268条3項） ・個人施行者に対する監督（269条） ・防災街区整備事業組合に対する監督（270条） ・事業会社に対する監督（271条）

※第30次地制調答申：第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）

- ① 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査（平成24年10月～平成25年2月）において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成した事務
- ② 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成した事務
- ③ 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

※3: 現行法により指定都市が処理することができる事務・権限

16